

議案第103号

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年12月20日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 6 年 1 2 月 2 2 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年三朝町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号以下を第1号ずつ繰り上げる。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

第9条中「保険料徴収にあたり前条の規定を準用する。」を「保険料の徴収のため出張し、徴収事務に従事した時間が1日につき3時間を超えたときに支給する。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の手当の額は、勤務1日につき当該職員の受ける給料月額 $\frac{21}{100}$ の $\frac{1}{10}$ の割合を乗じて得た額とする。ただし、支給月額は、当該職員の給料月額の $\frac{10}{100}$ を超えてはならない。

第9条を第8条とし、第10条以下を1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成7年1月1日から施行する。